

第2号様式 【事後審査型・簡易型総合評価落札方式】

入札公告（個別事項）

寿楽苑中央監視制御装置更新工事に関する一般競争入札公告

寿楽苑中央監視制御装置更新工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。
入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」及び本書より成るものとします。
なお、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」は岐阜県ホームページに掲載しています。
なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ＩＣカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。そのまま、ＩＣカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。

ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

令和7年4月11日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 高工第7-11号
工事名 寿楽苑中央監視制御装置更新工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 岐阜市中 地内
- (3) 工事概要 中央監視制御装置更新 1面
端末制御盤更新 3面
端末制御盤新設 1面
インバータ盤更新 1面
その他付帯工事 一式
※建物概要
本館棟：ＲＣ－３ 延べ面積 5,351.91㎡
- (4) 工期 契約日から令和8年1月22日まで
- (5) 予定価格 88,415,800円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 低入札価格調査制度 有
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (9) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事です。
- (10) 本工事は、建設現場環境改善モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県都市建築部公共建築課発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。
- (11) 本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事（現場閉所）です。詳細は「岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。
- (12) 本工事は、ＡＳＰ方式の情報共有システム利用工事です。詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」を参照してください。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定又は一般（管工事業）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	
管工事業・総合点数750点以上	
施工実績に関する条件	
平成22年度以降申請期限日までに、元請負として、以下に示す工事を施工した実績を有すること。	

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

ただし、当該実績が国、岐阜県及び岐阜県内市町村発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事のうち、下記に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

・完成引渡しの済んでいる、建築設備の建設業法で規定する管工事で、工事費(税込み)が、2,300万円以上のもの(新築、増築、改修を問わない。)

配置技術者に関する条件	本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準(ア及びイ)を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和7年6月30日)には、主任技術者及び監理技術者にあっては専任で配置できる者であること。 ア 建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)に該当する資格を有する者であること。 イ 平成22年度以降申請期限日までに、元請け人として完成引渡しの済んでいる、建築設備の建設業法で規定する管工事で、工事費(税込み)2,300万円以上のもの(新築、増築、改修を問わない。)の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。 ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務づけられた技術者としての従事実績は除く。(共同企業体の構成員としての主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。) ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。 ① 請負代金の金額が1,000万円未満の工事 ② 請負代金が1,000万円以上4,500万円未満の工事であっても、令和6年度、5年度における岐阜県発注工事の当該工種に係わる工事成績評定点の平均が75点以上(令和6年度、5年度における岐阜県発注工事の当該工種に係わる受注実績がない場合は、令和4年度、3年度における岐阜県発注工事の当該工種に係わる工事成績評定点の平均が75点以上)である有資格業者が受注した工事 ③ 請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満である総合評価落札方式工事
監理技術者に関する条件	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書第1号及び第2号の適用を認める工事である。
事業所の所在地に関する条件	「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「別表1」に示す岐阜圏域内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店が所在すること。
設計業務等の受託者等	対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 (株)岐阜建築設備計画
その他の条件	「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県都市建築部公共建築課 管理契約係	058-272-1111 (内線4813)	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁11階
工事担当課	岐阜県都市建築部公共建築課 機械設備係	058-272-1111 (内線4822)	

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和7年 4月11日(金) 午前9時から 令和7年 5月 8日(木) 午後4時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課(又は工事担当課)による 閲覧
質問書の受付	令和7年 4月11日(金) 午前9時から 令和7年 4月25日(金) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和7年 4月11日(金) 午前9時から 令和7年 5月 8日(木) 午後4時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和7年 4月11日(金) 午前9時から 令和7年 4月18日(金) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通	令和7年 4月22日(火) まで	電子入札システムによる

知		
入札書等の提出受付	令和7年 5月 7日（水）午前9時から 令和7年 5月 8日（木）午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和7年 5月 9日（金） 午前10時から	電子入札システムによる 岐阜県庁11階
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	令和7年 5月12日（月）午前9時から 令和7年 5月13日（火）午後4時まで	工事担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日以内（県の休日を含まない。）	工事担当課まで持参 書面（様式は自由）
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内（県の休日を含まない。）	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービスによる 入札担当課による閲覧

※紙入札方式の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）。
注）提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」に記載しています。

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。

- ① 入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。
- ② 技術資料で示された実績等により最大17.5点の加算点を与えます。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除した算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する方法です。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、「総合評価方式の内容」において明記しています。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とします。

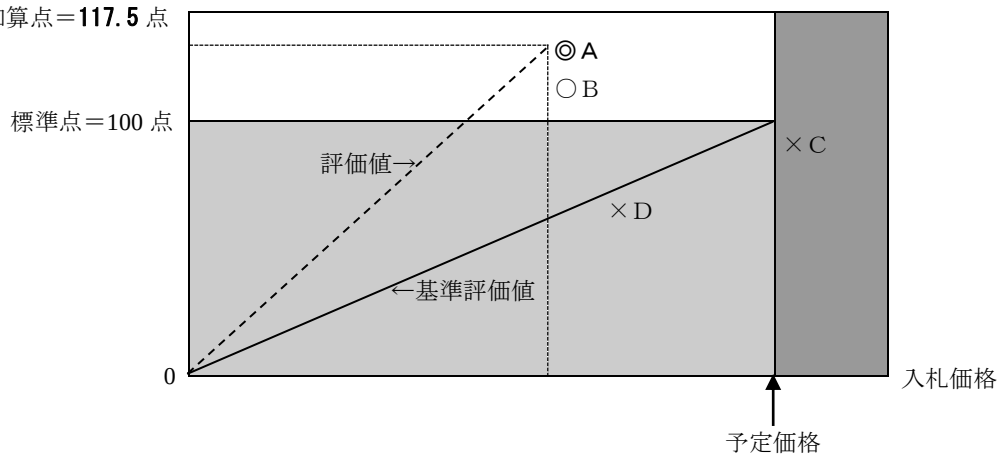
- （ア）施工能力に関する事項
- （イ）企業能力に関する事項
- （ウ）技術者の能力に関する事項
- （エ）地域要件に関する事項

総合評価落札方式の内容

1 総合評価落札方式の仕組み

- ① 総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。

標準点＋加算点＝117.5点



A：落札者◎

B：非落札者（基準評価値を上回るが評価値（グラフの傾き）がAより低い）○

C：非落札者（予定価格を超過）×

D：非落札者（基準評価値を下回る）×

②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

- a. 入札価格 ≤ 予定価格
- b. 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）
- c. 評価値 ≥ 基準評価値（a 及び b を満たせば自動的に c は満たされる。）

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

①評価項目：（ア）施工能力に関する事項

（イ）企業能力に関する事項

（ウ）配置予定技術者の能力に関する事項

（エ）地域要件に関する事項

②評価指標：（ア）安全対策、環境配慮により評価

（イ）工事成績評定点、同種・類似工事施工実績、スタッフ数、優良工事施工者表彰歴により評価

（ウ）同種・類似工事施工経験、保有資格、継続教育により評価

（エ）営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動、近隣地域施工実績、新分野活動、県内企業の活用率により評価

3 標準点及び加算点

①標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として100点を付与する。

②加算点：評価基準に応じて付与する点数とする。

4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

評価項目と配点

小項目	評価項目	簡易型
		①
施工能力	工程管理	
	安全対策	1.5
	主要資材	—
	品質管理	
	環境配慮	1
企業能力	工事成績評定点	2
	施工実績	1
	スタッフ数	1.5
	優良工事施工者表彰歴	1
技術者能力	施工経験	1
	保有資格	1
	継続教育	0.5
地域要件	営業拠点	1
	災害協定参加等	2
	ボランティア活動	1
	近隣地域施工実績	1
	新分野活動	1
	県内企業の活用率	1
計		17.5

○施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工程管理			
安全対策	事故等防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	1. 5
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	0
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	▲1. 5
主要資材	県内での調達の奨励 【主要資材：一】※1	主要工事材料は岐阜県産調達が可能	－
		主要工事材料の岐阜県産調達に努力	－
品質管理			
環境配慮	I S O認定取得の状況	ISO9000S並びに14001取得済	1
		ISO9000S又は14001取得済	0. 5
		取得なし	0

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近5か年度に完成引渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 【岐阜県発注の管工事のみ対象】	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	平成22年度以降申請期限日までに完成引渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない	同種工事※2の実績あり	1
		類似工事※3の実績あり	0. 5
		上記実績なし	0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数 【国家資格：1級若しくは2級管工事施工管理技士又は技術士(衛生工学部門)】	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1. 5
		常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0. 5
		常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	0
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無 (電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備工事に限る。)	部長表彰歴あり	1
		現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、公共建築課長、住宅課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長及び恵みの森づくり推進課長を含む)による表彰歴あり	0. 5
		表彰歴なし	0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
------	------	------	-----

同種(類似)工事施工実績	平成22年度以降申請期限日までに完成引渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない	同種工事※2の実績あり	1
		類似工事※3の実績あり	0.5
		上記実績なし	0
保有資格	主任技術者又は監理技術者術者の保有する資格	1級管工事施工管理技士かつ技術士(衛生工学部門)	1
		1級管工事施工管理技士又は技術士(衛生工学部門)	0.5
		上記以外	0
継続教育(CPD)の取組状況	主任技術者又は監理技術者の直近2か年度以内(※4)の建築関連の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位=ユニット	20単位以上の取得あり	0.5
		10単位以上の取得あり	0.25
		10単位未満の取得あり、又は取得なし	0

○地域要件について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	岐阜市内に本店あり	1
		上記以外	0
災害協定参加等	災害協定(※5)への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る)に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く)又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動実績なし	0
ボランティア活動	直近1か年度以内(※6)の活動の有無	岐阜市内での実績あり	1
		岐阜圏域内(岐阜市内を除く)での実績あり	0.75
		岐阜県内(岐阜圏域内を除く)での実績あり	0.5
		岐阜県内での実績なし	0
近隣地域施工実績	平成22年度以降申請期限日までに完成引渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (国、岐阜県、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事(工事成績評定のあるものは65点以上のものに限定)のみ対象)	岐阜市内での施工実績あり	1
		岐阜圏域内(岐阜市内を除く)での実績あり	0.75
		岐阜県内(岐阜圏域内を除く)での実績あり	0.5
		岐阜県内での施工実績なし	0
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績の有無 (岐阜県内での活動に限る)	新分野活動実績あり	1
		新分野活動実績なし	0
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況 (元請及び1次下請)	県内企業活用金額率90%以上	1
		県内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

※1 主要資材：— (適当な主要資材がないため設定しない。)

- ※2 同種工事：完成引渡しの済んでいる、建築設備の建設業法で規定する管工事で、工事費（税込み）が8,900万円以上のもの（新築、増築、改修を問わない。）
（共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。）
- ※3 類似工事：完成引渡しの済んでいる、建築設備の建設業法で規定する管工事で、工事費（税込み）が5,800万円以上のもの（新築、増築、改修を問わない。）
（共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。）
- ※4 継続教育：新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のために変更していた継続教育（CPD）の対象期間を「3か年度以内」から「2か年度以内」とする。
- ※5 災害協定：「岐阜県との協定」のうち農政部、林政部、県土整備部、都市建築部（以下、「建設4部」という。）との協定以外であっても、岐阜県知事と協定を締結し、協定内容が社会基盤の応急復旧に密接に関係しているものであって、建設4部との間で災害応援体制がとられている場合には、建設4部との協定と同等の取扱いとします。
- ※6 ボランティア活動：新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のために変更していたボランティア活動の対象期間を「2か年度以内」から「1か年度以内」とする。

5 落札者の決定

①技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準」に基づき評価する。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする
- ・配置予定技術者等の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

②評価値及び落札者の決定（簡易型①で入札参加者が7者、17.5点満点の例）

入 札 者	標準点 ①	加算点②					点数合計 ①+②= ③	入札金額 ④	評価値 ② / ④ × 1,000,000	評価順位 (落札者)
		施工 能力	企業 能力	技術 能力	地域 要件	計				
A	100.00	3.50	2.50	1.00	4.00	11.00	111.00	75,600,000	1.46825	2
B	100.00	2.00	3.50	2.50	4.00	12.00	112.00	82,600,000	1.35593	6
C	100.00	1.00	3.50	0.50	4.00	9.00	109.00	80,173,000	1.35956	5
D	100.00	-1.50	3.00	2.00	3.00	6.50	106.50	73,550,000	1.44799	3
E	100.00	2.50	1.50	1.50	3.00	8.50	108.50	84,200,000	1.28860	7
F	100.00	0.00	4.00	1.00	4.00	9.00	109.00	80,146,000	1.36002	4
G	100.00	3.50	1.50	3.00	6.00	14.00	114.00	77,400,000	1.47287	1（落札）

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

6 実施上の留意事項

責任の所在とペナルティ

（簡易型①②の場合）

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定の減点を行うものとする。